

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

財政援助団体等監査(2監査第75号)分

(長野市長分)

指摘事項		当初措置状況 (3年度)	令和4年度の措置状況	担当課
2 契約事務について (報告書10ページ～11ページ) (1) 適正かつ公正な方法による事業者選定について	事務処理規程では、物品購入、業務委託等に係る取引業者について、「適正かつ公正な方法に則って選定しなければならない。」としているが、事業者選定の基準やルールがないため、多くの契約が過去の実績等を理由とした一者随意契約となっていた。取引業者が偏らないよう、実務的な基準やルール等を整備し、適正かつ公正な方法による事業者選定を行われたい。	物品購入、業務委託等に係る取引業者の選定については、選定の基準や金額等のルールがないため、適正かつ公正な方法によって事業者選定ができるように令和3年度中に「契約規程」を整備する。	物品購入、業務委託等に係る業者選定の基準等を適正かつ公平に行うため、「一般財団法人ながの緑育協会契約規程」を令和4年4月1日施行で制定した。	指定管理者(公園緑地課)
2 契約事務について (報告書10ページ～11ページ) (1) 適正かつ公正な方法による事業者選定について	業務委託について、複数年にわたり同一事業者と自動更新による随意契約を継続しているものが見受けられた。(緑育アドバイザー業務、社会保険労務士業務、税理士業務、ホームページ管理業務、茶臼山自然植物園浄化槽維持管理業務、篠ノ井中央公園管理棟太陽光発電設備定期点検業務、一般廃棄物処理業務、産業廃棄物処理業務)事務処理規程に基づき、特殊性のある業務以外は、複数の事業者から見積書を徴取し、価格比較を行うなど、競争原理を働かせた適正かつ公正な方法による契約事務を行われたい。	業務委託の事業者選定について、特殊性のある業務以外は、複数の事業者から見積書を徴取し、価格比較等を行うなど、適正かつ公正な方法によって事業者選定ができるように令和3年度中に「契約規程」を整備する。	適正な業務委託事務を行うため「一般財団法人ながの緑育協会契約規程」を令和4年4月1日施行で制定した。	指定管理者(公園緑地課)
3 会計・経理事務等に関すること (報告書11ページ～12ページ)(1) 決裁基準について	事務処理規程では「協会の運営上の重要事項については、理事長の決裁を受けなければならない。」としているが、重要事項の基準がない。金額や事案に応じた明確な決裁基準を整備されたい。	決裁基準について、協会の運営上の重要事項等を定めた明確な基準がないため、金額や事案に応じた「事務決裁規程」を令和3年度中に整備する。	金額や事案に応じた明確な決裁基準を定めるため「一般財団法人ながの緑育協会事務決裁規程」を令和4年4月1日施行で制定した。	指定管理者(公園緑地課)